



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金)
号外第 58 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県政務調査費交付条例施行規則の一部を改正する規則 (40) (財政課) 4
	鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則 (41) (税務課) 5
	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (42) (〃) 8

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県政務調査費交付条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県政務調査費交付条例の一部改正により、議員の提出した収支報告書の内容について必要な調査を議会事務局長が行うこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 政務調査費に係る調査に関し、代表監査委員を補助する職員の守秘義務の規定を削る。
- (2) 規則の施行に関し必要な事項を定める知事の権限を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正について

1 規則の改正理由

納税貯蓄組合の設立等に係る知事の権限を総合事務所長（現行 県税事務所長）に委任するとともに、地方自治法の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則中「県税事務所長」を「総合事務所長」に、「県税事務所」を「総合事務所」に改める。
- (2) 規則中「吏員」及び「事務吏員」を「職員」に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 地方税法の一部が改正され、個人の県民税に係る徴収取扱費の算定方法が改められたこと等に伴い、市町村長が県に提出する個人の県民税に関する報告書の様式について、所要の改正を行う。
- (2) 県税の賦課徴収等に関する知事の権限を総合事務所長（現行 県税事務所長）に委任することに伴い、所要の改正を行う。
- (3) 地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- (4) 事務の合理化を図るため、自動車税に係る還付又は充当に関する通知及び税額の変更に関する通知を併せて行うこととする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 個人の県民税の賦課徴収等に関する報告書の様式
 - ア 個人の県民税の税率が2段階から一律に改められたことに伴い、個人県民税課税状況報告書の様式を改める。
 - イ 個人の県民税に係る徴収取扱費の算定方法が改められたことに伴い、個人県民税賦課徴収状況報告書及び県民税徴収取扱費に関する報告書の様式を改めるとともに、平成18年度後期分の県民税徴収取扱費に関する報告書の様式を定める。
- (2) 規則中「県税事務所」を「総合事務所」に、「県税事務所長」を「総合事務所長」に改める。
- (3) 規則中「吏員」及び「事務吏員」を「職員」に改める。
- (4) 自動車税に係る還付又は充当に関する通知及び税額の変更に関する通知は、自動車税税額変更・還付(充当)通知書により行うこととする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県政務調査費交付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第40号

鳥取県政務調査費交付条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
<p>(使 途 基 準)</p> <p>第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する使途基準は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<p>(使 途 基 準)</p> <p>第 2 条 条例第 4 条に規定する使途基準は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(使 用 状 況 の 調 査)</p> <p>第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する代表監査委員による同条第 2 項に規定する調査に関する事務を補助する職員は、同条第 1 項の規定により提出された収支報告書の写し及び証拠書類の写しから知ることのできた情報をみだりに漏らしてはならない。</p> <p>(委 任)</p> <p>第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	略
略			
略			

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

2 改正前の鳥取県政務調査費交付条例施行規則第3条に規定する職員であった者については、同条の規定は、この規則の施行の日以後も、なおその効力を有する。

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第41号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則（昭和30年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>県税に係る事項</u>については、納税貯蓄組合法施行令（昭和26年政令第99号。以下「政令」という。）に定めるものの<u>ほか</u>、この規則の定めるところによる。</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち、納税貯蓄組合の設立及び補助金の交付並びに組合規約又は組合員の変更届出に<u>係る事務は、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長に委任する。</u></p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第6条 知事は、予算の範囲内において、前条の計算期間（以下「計算期間」という。）の末日現在において組合員が10人以上の組合に対し、法第10条第1項に規定する事務費の額に相当する額を限度として次に掲げる額を合算して得た額の補助金を交付する。ただし、次に掲げる額を合算して得た額が1,000円未満の場合は、この限りでない。</p> <p>（1） 計算期間において当該組合の組合員（<u>資本金の額又は出資金の額</u>が5,000万円を超える法人である組合員を除く。以下同じ。）以外の者を雇用した場合における当該雇用に要した費用の額（計算期間において組合員（計算期間の初日現在に組合員であった者で計算期間中に組合員でなくなったもの及び計算期間の初日現在に組合員でない者で計算期間中に組合員となったものを含む。）のうち県税（個人の事業税及び普通徴収の方法によ</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>県税にかか</u>る事項については、納税貯蓄組合法施行令（昭和26年政令第99号。以下「政令」という。）に定めるもの<u>外</u>、この規則の定めるところによる。</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち、納税貯蓄組合の設立及び補助金の交付並びに組合規約又は組合員の変更届出に<u>かかる事務は、県税事務所長に委任する。</u></p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第6条 知事は、予算の範囲内において、前条の計算期間（以下「計算期間」という。）の末日現在において組合員が10人以上の組合に対し、法第10条第1項に規定する事務費の額に相当する額を限度として次に掲げる額を合算して得た額の補助金を交付する。ただし、次に掲げる額を合算して得た額が1,000円未満の場合は、この限りでない。</p> <p>（1） 計算期間において当該組合の組合員（<u>資本又は出資の金額</u>が5,000万円を超える法人である組合員を除く。以下同じ。）以外の者を雇用した場合における当該雇用に要した費用の額（計算期間において組合員（計算期間の初日現在に組合員であった者で計算期間中に組合員でなくなったもの及び計算期間の初日現在に組合員でない者で計算期間中に組合員となったものを含む。）のうち県税（個人の事業税及び普通徴収の方法により徴収</p>

り徴収する自動車税に限る。以下同じ。)の納税義務を有するもの(以下「納税義務組合員」という。)の数が30人以下の組合にあつては4,250円、納税義務組合員の数が31人以上の組合にあつては4,250円に納税義務組合員の数が30人を超える数10人ごとに850円を加算した額を限度とする。)

(2)~(4) 略

2及び3 略

第3号様式(第4条関係)

納税貯蓄組合証明書
略
上記は、納税貯蓄組合法第2条第1項の規定による納税貯蓄組合であることを証明する。
年 月 日
鳥取県 総合事務所長 氏 名 印

第4号様式(第7条関係)

職 氏 名 様
 組合事務所所在地
 納税貯蓄組合名
 代 表 者 氏 名 印
 年 月 日
 年度納税貯蓄組合補助金交付申請書

略
注 略
(総合事務所使用欄)
略

第8号様式 その1(第9条関係)

納税貯蓄組合検査職員証
第 号
鳥取県職員
氏 名
年 月 日交付
鳥取県知事 印

第8号様式 その2(第9条関係)

納税貯蓄組合検査職員証
第 号

する自動車税に限る。以下同じ。)の納税義務を有するもの(以下「納税義務組合員」という。)の数が30人以下の組合にあつては4,250円、納税義務組合員の数が31人以上の組合にあつては4,250円に納税義務組合員の数が30人を超える数10人ごとに850円を加算した額を限度とする。)

(2)~(4) 略

2及び3 略

第3号様式(第4条関係)

納税貯蓄組合証明書
略
上記は、納税貯蓄組合法第2条第1項の規定による納税貯蓄組合であることを証明する。
年 月 日
鳥取県何部県税事務所長 氏 名 印

第4号様式(第7条関係)

職 氏 名 様
 組合事務所所在地
 納税貯蓄組合名
 代 表 者 氏 名 印
 年 月 日
 年度納税貯蓄組合補助金交付申請書

略
注 略
(県税事務所使用欄)
略

第8号様式 その1(第9条関係)

納税貯蓄組合検査吏員証
第 号
鳥取県事務吏員
氏 名
年 月 日交付
鳥 取 県 印

第8号様式 その2(第9条関係)

納税貯蓄組合検査吏員証
第 号

<p>鳥取県職員</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日交付</p> <p>鳥取県 総合事務所長 印</p>	<p>鳥取県事務吏員</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日交付</p> <p>鳥取県 部県税事務所長 印</p>
--	---

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第42号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（徴税吏員）</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p>（1）総務部税務課に勤務する県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）</p> <p>（2）<u>総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局に勤務する県の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）</u></p> <p>（納税証明書）</p> <p>第3条 <u>総合事務所長（鳥取県総合事務所設置条例第3条に規定する総合事務所長をいう。以下「所長」という。）は、</u>条例第16条第1項の規定による請求書の提出があった場合においては、第1号様式の8による納税証明書を交付しなければならない。</p> <p>（税額等変更通知書）</p> <p>第5条の2 所長は、納税通知書を発した後において、その記載した事項のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過少であるためこれを変更しようとする場合は、第5号様式の2による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。<u>ただし、自動</u></p>	<p>（徴税吏員）</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p>（1）総務部税務課に勤務する県の吏員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）</p> <p>（2）<u>県税事務所に勤務する県の吏員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）</u></p> <p>（納税証明書）</p> <p>第3条 <u>県税事務所長（以下「所長」という。）は、</u>条例第16条第1項の規定による請求書の提出があった場合においては、第1号様式の8による納税証明書を交付しなければならない。</p> <p>（税額等変更通知書）</p> <p>第5条の2 所長は、納税通知書を発した後において、その記載した事項のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過少であるためこれを変更しようとする場合は、第5号様式の2による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。</p>

車税の税額を変更しようとする場合においては、当該変更により既納の徴収金が過納となるため当該徴収金を還付し、又は充当するときに限り、第17号様式による自動車税税額変更・還付（充当）通知書により通知するものとする。

（口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付）

第14条の2 略

2 所長は、前項の規定による依頼書の提出があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が預金口座を設け、又は通常郵便貯金をしている指定金融機関等に直接送付しなければならない。

（過誤納に係る徴収金の取扱い）

第20条 所長は、法第17条又は第17条の2第1項若しくは第2項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該納税者又は特別徴収義務者に対し、第17号様式による県税還付（充当）通知書により通知するものとする。

2 納税者又は特別徴収義務者は、前項の県税還付通知書を受けた場合又は既納の徴収金のうち過納又は誤納に係るものがあることを発見した場合において、その過納又は誤納に係る徴収金の還付を受けようとするときは、第17号様式の2による県税還付請求書により、所長に請求しなければならない。ただし、所長において過納又は誤納の事実を発見したときは、納税者又は特別徴収義務者の請求を待たずに還付することができる。

3 略

（現金収納の手続）

第21条 徴税吏員である出納員（以下「出納員」という。）及び徴税吏員である分任出納員（以下「分任出納員」という。）は、現金を収納したときは、第

（口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付）

第14条の2 略

2 所長は、前項の規定による依頼書の提出があったときは、知事に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による通知があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等（磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。）をその者が預金口座を設け、又は通常郵便貯金をしている指定金融機関等に直接送付しなければならない。

（過誤納にかかる徴収金の取扱）

第20条 所長は、法第17条又は第17条の2第1項若しくは第2項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該納税者又は特別徴収義務者に対し、第17号様式による過誤納金還付（充当）通知書により通知するものとする。

2 納税者又は特別徴収義務者は、前項の過誤納金還付通知書を受けた場合又は既納の徴収金のうち過納又は誤納にかかるものがあることを発見した場合において、その過納又は誤納にかかる徴収金の還付を受けようとするときは、第17号様式の2による過誤納金還付請求書により、所長に請求しなければならない。ただし、所長において過納又は誤納の事実を発見したときは、納税者又は特別徴収義務者の請求をまたずに還付することができる。

3 略

（現金収納の手続）

第21条 徴税吏員である出納員（以下「出納員」という。）及び徴税吏員である分任出納員（以下「分任出納員」という。）は、現金を収納したときは、第

19号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が総合事務所に納付書又は納入書（以下この条及び第23条において「納付書等」という。）を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付に代えて出納員が第19号様式の2による領収印を納付書等に押しして収納することができる。

2 略

第22条 分任出納員が現金を収納したときは、現金領収証書用紙・収納現金引継簿に使用枚数及び現金引継額を記載し、第19号様式による領収済報告書及び現金領収証書用紙を添付して、収納の日又はその翌日所属出納員にこれを引き継がなければならない。ただし、分任出納員は、当該総合事務所が所在する市の区域以外の区域に出張して現金を収納したときは、帰庁の日又はその翌日にこれを所属出納員に引き継がなければならない。

2 分任出納員（西部総合事務所（鳥取県総合事務所設置条例第2条に規定する鳥取県西部総合事務所をいう。以下同じ。）の県税局日野支所（以下「日野支所」という。）の分任出納員を除く。）は、当該総合事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の4による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の4による領収証書に記載された金額」と読み替えるものとする。

3 略

（日野支所の分任出納員の現金収納の手続の特例）

第23条 略

2 略

3 日野支所の分任出納員は、前項の規定により指定金融機関に現金の払込みをしたときは、その都度第22号様式による領収済報告書を西部総合事務所の出納員に提出しなければならない。

4 前項の規定により西部総合事務所の出納員が領収済報告書を受理したときは、前条第1項の規定による引継ぎがあったものとみなす。

（滞納整理票）

第28条の2 略

2 所長は、徴税吏員に滞納に係る徴収金を徴収させ

19号様式による現金領収証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者が県税事務所に納付書又は納入書（以下この条及び第23条において「納付書等」という。）を持参し、現金を納付又は納入するときは、現金領収証書の交付に代えて出納員が第19号様式の2による領収印を納付書等に押しして収納することができる。

2 略

第22条 分任出納員が現金を収納したときは、現金領収証書用紙・収納現金引継簿に使用枚数及び現金引継額を記載し、第19号様式による領収済報告書及び現金領収証書用紙を添付して、収納の日又はその翌日所属出納員にこれを引き継がなければならない。ただし、分任出納員は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区域に出張して現金を収納したときは、帰庁の日又はその翌日にこれを所属出納員に引き継がなければならない。

2 分任出納員（西部県税事務所日野支所（以下「日野支所」という。）の分任出納員を除く。）は、当該県税事務所が所在する市の区域以外の区域において収納した現金を第19号様式の4による払込書により近くの指定金融機関に払い込むことができる。この場合において、前項の規定中「現金引継額」とあるのは「第19号様式の4による領収証書に記載された金額」と読み替えるものとする。

3 略

（日野支所の分任出納員の現金収納の手続の特例）

第23条 略

2 略

3 日野支所の分任出納員は、前項の規定により指定金融機関に現金の払込みをしたときは、その都度第22号様式による領収済報告書を西部県税事務所の出納員に提出しなければならない。

4 前項の規定により西部県税事務所の出納員が領収済報告書を受理したときは、前条第1項の規定による引継ぎがあったものとみなす。

（滞納整理票）

第28条の2 略

2 所長は、徴税吏員に滞納に係る徴収金を徴収させ

ようとするときは、前項の滞納整理票を交付しなければならない。

様式目次

1 通則関係

第1号様式その1～第1号様式の9その1 略

第1号様式の9その2 徴税吏員証（総合事務所用）

第1号様式の10 略

2 賦課徴収関係

第2号様式～第16号様式の3 略

第17号様式その1 県税還付（充当）通知書

その2 自動車税税額変更・還付（充当）通知書

第17号様式の2 県税還付請求書

第18号様式～第45号様式 略

3 県民税関係

第46号様式～第53号様式 略

第53号様式の2その1 県民税徴収取扱費に関する報告書

その2 県民税徴収取扱費に関する報告書（平成18年度後期分）

第53号様式の3～第53号様式の6 略

4～12 略

第1号様式の3その2（第2条の2関係）
（表面）

（鳥取県）

納 税 通 知 書 (公) (県 税)

略

略 略

住所
氏名

略

略			
第1期（随 時）税額	円	納期限 （振替日）	
第2期税額		納期限 （振替日）	
略			

上記のとおり、あなたが指定した金融機関から振り替えます。

年 月 日
鳥取県 総合事務所長 印

ようとするときは、その吏員に前項の滞納整理票を交付しなければならない。

様式目次

1 通則関係

第1号様式その1～第1号様式の9その1 略

第1号様式の9その2 徴税吏員証（県税事務所用）

第1号様式の10 略

2 賦課徴収関係

第2号様式～第16号様式の3 略

第17号様式 過誤納金還付（充当）通知書

第17号様式の2 過誤納金還付請求書

第18号様式～第45号様式 略

3 県民税関係

第46号様式～第53号様式 略

第53号様式の2 県民税徴収取扱費に関する報告書

第53号様式の3～第53号様式の6 略

4～12 略

第1号様式の3その2（第2条の2関係）
（表面）

（鳥取県）

納 税 通 知 書 (公) (県 税)

略

略 略

住所
氏名

略

略			
第1期（随 時）税額	円	納期限	
第2期税額		納期限	
略			

上記のとおり納付してください。

年 月 日
鳥取県 部県税事務所長 印

預金不足がありませんようお願いします。

(備考) 略

(裏面)

1 略

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合)の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の

から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの

納付書はあなたが指定した金融機関へ送付しましたので、預金不足がありませんようお願いします。

裏面をお読みください。

(備考) 略

(裏面)

1 略

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合で計算した額で徴収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の

から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの

訴えを提起することができます。

～ 略

第1号様式の3その8（第2条の2関係）

（表面）

納税通知書（口座振替用）

略

鳥取県 総合事務所長 印

上記のとおり、あなたが指定した金融機関から振り替えます。 年 月 日

（備考） 略

（裏面）

課税の根拠 略

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合）の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この

訴えを提起することができます。

～ 略

第1号様式の3その8（第2条の2関係）

（表面）

納税通知書（口座振替用）

略

鳥取県 部県税事務所長 印

上記のとおり通知します。 年 月 日

（備考） 略

（裏面）

課税の根拠 略

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この

処分についての審査請求に対する裁決を経た後
でなければ提起することはできませんが、次の
から までのいずれかに該当するときは、審
査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの
訴えを提起することができます。

～ 略

2及び3 略

処分についての審査請求に対する裁決を経た後
でなければ提起することはできませんが、次の
から までのいずれかに該当するときは、審
査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの
訴えを提起することができます。

～ 略

2及び3 略

第1号様式の9その1（第4条の2関係）

徴 税 吏 員 証		第 号
写 真	鳥取県職員	氏 名
	年 月 日交付	
	鳥取県知事	印

第1号様式の9その1（第4条の2関係）

徴 税 吏 員 証		第 号
写 真	鳥取県事務吏員	氏 名
	年 月 日交付	
	鳥 取 県	印

第1号様式の9その2（第4条の2関係）

徴 税 吏 員 証		第 号
写 真	鳥取県職員	氏 名
	年 月 日交付	
	鳥取県 総合事務所長	印

第1号様式の9その2（第4条の2関係）

徴 税 吏 員 証		第 号
写 真	鳥取県事務吏員	氏 名
	年 月 日交付	
	鳥取県 部県税事務所長	印

第1号様式の10（第4条の2関係）

検 税 吏 員 証		第 号
鳥取県職員		氏 名
年 月 日交付		
鳥取県知事		印

第1号様式の10（第4条の2関係）

検 税 吏 員 証		第 号
鳥取県事務吏員		氏 名
年 月 日交付		
鳥 取 県		印

第5号様式の2その2（第5条の2関係）

第5号様式の2その2（第5条の2関係）

(表面)

(鳥取県)
 税額等変更通知書 (公) (県 税)

略

略 略

住所
 氏名

略

略	
変 更 の 理 由	納期限(振替日)
略	

さきに通知した税額を上記のとおり
 変更しました。

年 月 日
 鳥取県 総合事務所長 (印)

この変更により税額が増加した場合には、
 あなたが指定した金融機関から振り替えます
 ので、預金不足がありませんようお願いしま
 す。

(備考) 略

(裏面)

1 略

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その
 翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額
 (1,000円未満の端数があるとき又はその全額が
 2,000円未満であるときは、その端数金額又はそ
 の全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセ
 ント(当該納期限の翌日から1月を経過する日
 までの期間については、年7.3パーセント(当該
 期間の属する各年の前年の11月30日を経過す
 る時における日本銀行法(平成9年法律第89号)
 第15条第1項第1号の規定により定められる商
 業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を
 加算した割合(以下「特例基準割合」という。))
 が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当
 該特例基準割合)の割合で計算した額で徴収
 します。

また、納期限までに税金を完納しないため督
 促を受け、かつ、その督促状を発付した日から
 起算して10日を経過した日までに、この税金に
 係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受
 けることとなります。

(表面)

(鳥取県)
 税額等変更通知書 (公) (県 税)

略

略 略

住所
 氏名

略

略	
変 更 の 理 由	納期限
略	

さきに通知した税額を上記のとおり
 変更しましたので納付してください。

年 月 日
 鳥取県 部県税事務所長 (印)

納付書はあなたが指定した金融機関へ送付
 しましたので、預金不足がありませんようお
 願いします。

裏面をお読みください。

(備考) 略

(裏面)

1 略

2 延滞金等

納期限までに税金を完納しないときは、その
 翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額
 (1,000円未満の端数があるとき又はその全額が
 2,000円未満であるときは、その端数金額又はそ
 の全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセ
 ント(当該納期限の翌日から1月を経過する日
 までの期間については、年7.3パーセント(当該
 期間の属する各年の前年の11月30日を経過す
 る時における公定歩合に年4パーセントの割合を
 加算した割合が年7.3パーセントの割合に満た
 ない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割
 合を加算した割合)の割合で計算した額で徴
 収します。

また、納期限までに税金を完納しないため督
 促を受け、かつ、その督促状を発付した日から
 起算して10日を経過した日までに、この税金に
 係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受
 けることとなります。

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次からまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

～ 略

3 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次からまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

～ 略

第17号様式（第5条、第20条関係）

その1

年 月 日

県税還付（充当）通知書

鳥取県 総合事務所長 印

下記のとおり県税を還付（充当）します。

Table with columns: 課税年度, 税目, 調定事由, 期別, 課税区分, 支出区分, 納期限, 確定申告日, 処理日, 納税番号, 減額更正日, 還付番号, 更正請求日, 還付事由, 所得税更正日, 中間申告期限.

Table for 還付発生額 (Refund Occurrence Amount) with sub-tables for 還付額 (Refund Amount), 還付加算金 (Refund Addition), and 調定課税事由区分 (Assessment and Taxation Reasons).

第17号様式（第20条関係）

過誤納金還付（充当）通知書

鳥取県 部県税事務所長 印

Table with columns: 税目, 所屬, 納税番号, 支出区分, 年度, 納期限, 調定事由, 登録番号, 処理日, 課税区分, 確定申告日, 過誤納番号, 期別, 減額更正日, 過誤納事由, 更正請求日, 中間申告期限, 所得税更正日.

Table for 過誤納発生額 (Overpayment Occurrence Amount) with sub-tables for 過誤納額 (Overpayment Amount), 還付加算金 (Refund Addition), and 調定事由 (Assessment Reasons).

略	(I)
---	-----

略	(I) - (I)
---	-----------

略	還付金の受取方法等については、裏面を御覧ください。	
	口座振込	金融機関 預金の種類 口座番号

(備考) 略

第17号様式の2 (第20条関係)

県 税 還 付 請 求 書

略
上記のとおり還付を請求します。 年 月 日 住 所 氏 名 (印) 総合事務所長 様

(注) 略

第19号様式 (第21条、第22条関係)

(第1片)

No. 現金領収証書原符

略
上記金額を領収いたしました。 年 月 日 鳥取県 総合事務所出納員 所属分任出納員 氏 名

(第2片)

No. 領収済報告書

略

略	(II)
---	------

略	(II) - (II)
---	-------------

略	*下記「口座振込」欄に金融機関名等が記載されている方へは、還付日にその口座へ振り込みます。 なお、「口座振込」欄に記載のない方及び「差引還付額」が0の方は、裏面の《お知らせ》をお読みください。	
	口座振込	金融機関名 預金名 口座番号

(備考) 略

第17号様式の2 (第20条関係)

過 誤 納 金 還 付 請 求 書

略
上記のとおり過誤納金の還付を請求します。 年 月 日 住 所 氏 名 (印) 県税事務所長 様

(注) 略

第19号様式 (第21条、第22条関係)

(第1片)

No. 現金領収証書原符

略
上記金額を領収いたしました。 年 月 日 鳥取県 部県税事務所出納員(事務吏員) 所属分任出納員(事務吏員) 氏 名

(第2片)

No. 領収済報告書

略

略	上記金額を領収いたしました。 年 月 日 鳥取県 総合事務所出納員 所属分任出納員 氏 名
---	--

(第3片)

No. 現金領収証書(県税)

略	上記金額を領収いたしました。 年 月 日 鳥取県 総合事務所出納員 所属分任出納員 氏 名 ^印
---	---

第19号様式の4(第22条、第23条関係)

(第1片)

31	払 込 書
略	上記金額を払い込みます。 年 月 日
	領収日付印
	統轄店 御中
	鳥取県 総合事務所 鳥取県出納員(分任出納員) 鳥取県職員 氏 名

(第2片)

31	領 収 証 書
略	上記金額を領収しました。 年 月 日
	領収日付印
	鳥取県 総合事務所 鳥取県出納員(分任出納員) 鳥取県職員 氏 名 様

略	上記金額を領収いたしました。 年 月 日 鳥取県 部県税事務所出納員(事務吏員) 所属分任出納員(事務吏員) 氏 名
---	---

(第3片)

No. 現金領収証書(県税)

略	上記金額を領収いたしました。 年 月 日 鳥取県 部県税事務所出納員(事務吏員) 所属分任出納員(事務吏員) 氏 名 ^印
---	--

第19号様式の4(第22条、第23条関係)

(第1片)

31	払 込 書
略	上記金額を払い込みます。 年 月 日
	領収日付印
	統轄店 御中
	鳥取県 部県税事務所 鳥取県出納員(分任出納員) 鳥取県事務吏員 氏 名

(第2片)

31	領 収 証 書
略	上記金額を領収しました。 年 月 日
	領収日付印
	鳥取県 部県税事務所 鳥取県出納員(分任出納員) 鳥取県事務吏員 氏 名 様

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第17号様式その1の次にその2として次のように加える。

その2

(表面)

年 月 日

自動車税税額変更・還付(充当)通知書

鳥取県 総合事務所長 印

下記のとおり県税を減額・還付(充当)します。

課税年度		税 目			
期 別					
支出区分		納 期 限			
処 理 日		納 税 番 号			
還 付 番 号					
還 付 事 由		登 録 番 号			
		変 更 の 理 由			
変更前の税額		変 更 税 額		変更後の税額	

還 付 発 生 額					
納付(入)日	本 税	延 滞 金	申告加算金	重加算金	計
計					
正 当 額					
還 付 額					(ア)

還付加算金	基礎税額	始期	終期	日数	還付加算金	基礎税額	始期	終期	日数	還付加算金
還 付 加 算 金 の 合 計										(イ)
還 付 額 (ア) + (イ)										(ウ)

充 当 処 理											
税 目	年 度	納 税 番 号	期 別	調 定 事 由	課 税 区 分	充 当 適 状 日	本 税	延 滞 金	加 算 金	重 加 算 金	計
充 当 額 の 合 計										(I)	

年度		差 引 還 付 額	(ウ)-(I)
----	--	-----------	---------

様

還付金の受取方法等については、裏面を御覧ください。

口座振込	金 融 機 関	
	預金の種類	口座番号

(裏面)

《 お 知 ら せ 》

この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第51号様式及び第52号様式を次のように改める。
第51号様式(第35条の2関係)

年度個人県民税課税状況報告書

鳥取県 総合事務所長 様
年 月 日提出
市町村長 印

1 課税総額に関する調べ

区分	市町村民税課税額			県民税課税額			市町村民税及び 県民税の課税総額 (3)+(6)(7)	課税総額に対する 県民税課税額の割合 (6)÷(7)(8)			納税義務者数		
	均等割 (1) 円	所得割 (2) 円	計 (3) 円	均等割 (4) 円	所得割 (5) 円	計 (6) 円		均等割のみのもの (9) 人	均等割及び所得割 を納めるもの(10) 人	合計 (9)+(10)(11) 人			
普通徴収分													
特別徴収分													
合計													

2 所得割額に関する調べ

区分	所得割の納税 義務者数 (10) 人	事業専従者 控除 (イ) 円	純損失等の前 年3年間の 繰越控除(ウ) 円	総所得金額等 (エ) 円	所得控除 (オ) 円	課税標準額 (エ)-(オ)(カ) 円	算出税額 (キ) 円	税額控除 (ク) 円	税額調整額 (ケ) 円	調整控除 (コ) 円	65歳以上非 課税の経過 措置額(サ) 円	配当割額及び株 式等譲渡所得割 額控除(シ) 円	所得割の税額 (キ)-(ク)-(ケ)-(コ)- (サ)-(シ)(ス) 円
普通徴収分													
特別徴収分													
合計													

3 諸控除等に関する調べ

(1) 区分	納税義務者数	控除人員	控除額(A) 円	(2) 区分	社会保険料控除		小規模企業 共済掛金控除		生命保険料控除		損害保険料控除		障害者控除			(3) 区分	配当控除等		(4) 区分	調 整 員	調整額 (D) 円
					納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除人員	控除額		納税義務者数	控除人員			
普通徴収 通分	青			普														普			
	白																				
特徴別 区分	青			特														特			
	白																				
合計	青			普	配偶者控除		配偶者特別控除		扶養控除			基礎控除	その他の 控除	合計 (B) 円	(5) 区分	控除人員	控除額(E) 円	(6) 区分	控除人員	控除額(F) 円	
	白				納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除人員	控除額					納税義務者数	控除人員		控除額	普	特
合計	青			特														特			
	白																				
合計	青			計														計			
	白																				
合計	青			計														計			
	白																				
合計	青			計														計			
	白																				
合計	青			計														計			
	白																				
合計	青			計														計			
	白																				
合計	青			計														計			
	白																				

- (記載上の注意) 1 この報告書は、当該年度に現年度分として課税した総額について記載すること。
2 (4)の額は、(11)の人員に 円を乗じた額に符合し、(5)の額は(ス)の額に符合するものであること。
3 (8)の率は、小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。
4 「納税義務者数」は、課税人員を記載すること。
5 (ア)欄の人員は、(10)の人数と符合するものであり、基礎控除の対象となった人員であること。
6 (イ)欄の額は(A)欄の額に、(オ)欄の額は(B)欄の額に、(ク)欄の額は(C)欄の額に、(ケ)欄の額は(D)欄の額に、(コ)欄の額は(E)欄の額に、(サ)欄の額は(F)欄の額に、(シ)欄の額は(G)欄の額にそれぞれ符合するものであること。

区分	調定額等										確定あん分率又は特定あん分率等	県民税と市町村 民税の収入済額 合計の本月末累 計	県民税分					
	県民税分					市町村民税分		県民税と市町村 民税の合計の本 月 末 累 計	収入済額(払込額)				不納欠損額		未納額			
	前月末累計		本月分		本月末累計		本月分 税 額		本月末累計 税額	前月末 累計			本月分収入 (払込)額	本月末 累計		本月分 処分額	本月末 累計	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額												
本 税	現 年 度 分	均等割及び所得割																
		分離課税に係る所得割																
		計																
	過 年 度 分	均等割及び所得割																
		分離課税に係る所得割																
		計																
	現年課税分計																	
	滞納繰越分																	
	うち平成18年度以前分																	
	本税計																	
外 税	加 算 金	現年課 税分	過少申告加算金															
			不申告加算金															
			重加算金															
		滞納繰 越分	過少申告加算金															
			不申告加算金															
			重加算金															
		うち平成 18年度 以前分	過少申告加算金															
			不申告加算金															
			重加算金															
	計																	
延 滞 金	現年課税分																	
	滞納繰越分																	
	うち平成18年度以前分																	
	計																	
合計																		
還 付 金 等	区分		前月末累計	本月分	本月末累計	備 考												
	過誤納還付金																	
	還付加算金																	
	納期前納付報奨金																	
配割株割控除不足額																		

- 備考 1 「人員」欄は、課税人員を記載すること。
 2 「調定額等」欄中「本月分」の人員は、実人員に異動を生じた場合にのみ記載すること。
 3 確定あん分率については、払込金額が円単位まで算出できるまでの数値とすること。特定あん分率は小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。
 4 延滞金は、本税の課税年度により区分して記載すること。
 5 この報告書は、翌月10日までに提出すること。
 6 滞納繰越分のうち、平成18年度以前課税分については、内書きすること。(徴収取扱費の把握に必要なため)

第53号様式の2を次のように改める。
 第53号様式の2(第35条の2関係)
 その1

鳥取県 総合事務所長 様
 県民税徴収取扱費に関する報告書(年度 前後 期分)

市町村長 年 月 日提出

区分	算定の基礎					徴収取扱費			摘要	
	項目	年度別	納税義務者数又は基本数値	算定単価又はあん分率	前期交付率	算出額	受領済額	差引額		
地方税法第47条第1項の規定による区分	第1号該当	当該年度分	人	円	60/100	円	円	円		
		前年度分出納整理期間分			-					
		歳出還付分			-					
		計	-	-	-					
	第2号該当	還付した過誤納金(前年度までに納付済)		円	率					
	第3号該当	過誤納金に係る還付加算金								
	第4号該当	納期前納付税額に対する報償金								
	第5号該当	配当割額・株式等譲渡所得割額に係る控除不足額			-					
	平成18年改正法附則第5条第9項該当	県指定金融機関等への払込金額	当該年度分		7/100	-				
			前年度分出納整理期間分		7/100	-				
税外			加算金		7/100	-				
			延滞金		7/100	-				
計					7/100	-				
計			-	-	-					
条例第39条の2による平成20年度分交付額(平成20年4月報告のみ使用)			人	円	1,000					
総合計										

「平成18年改正法附則第5条第9項該当」欄には、平成18年度以前課税分について記載すること。

「条例第39条の2による平成20年度分交付額」欄の納税義務者数は、平成20年3月末現在の数字を記載すること。

県民税徴収取扱費に関する報告書(平成18年度後期分)

鳥取県 総合事務所長 様

市町村長

年 月 日提出



区 分	算 定 の 基 礎				徴 収 取 扱 費			摘要				
	項 目	年 度 別	算定率	基本数値	算出額	受領済額	差引額					
第1号該当	納税通知書	現年課税分	60	円 枚	円	/	/					
	特別徴収に係る納税義務者に交付する通知書	現年課税分	60	円 枚	円							
	退職所得の分離課税に係る更正又は決定通知書	現年課税分	60	円 枚	円							
	合 計				枚				円	円	円	
第2号該当	県指定金融機関等への払込金額	本 年 課 税 分	当該年度分	7/100	円	/	/					
			前年度分 (3月から5月まで)	7/100	円							
		滞 納 繰 越 分	当該年度分	7/100	円							
			前年度分 (3月)	7/100	円							
		税 外	加算金	7/100	円							
			延滞金	7/100	円							
			小 計		円							
		合 計							円	円	円	円
		第3号該当	還付した過誤納金(前年度までに納付済)						円	円	円	円
		第4号該当	過誤納金に係る還付加算金						円	円	円	円
第5号該当	納期前納付税額に対する報償金			円	円	円	円					
計					円	円	円					
条例第39条の2による平成19年度分交付額 (平成19年4月報告のみ使用)			円	人	円	円	円					
			1,000			-						
総 合 計							円					

「条例第39条の2による平成19年度分交付額」欄の基本数値(人数)は、平成18年度個人県民税納税義務者数(平成19年3月末現在)を記載すること。

次の表の様式の欄に掲げる様式中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

様式	改正前	改正後
第1号様式その1から第1号様式その6まで、第1号様式の8、第3号様式から第5号様式まで、第5号様式の2その3から第8号様式まで、第10号様式、第10号様式の2、第11号様式の2、第11号様式の3、第12号様式の2から第16号様式の3まで、第24号様式から第25号様式の2まで、第26号様式の2、第50号様式、第54号様式から第57号様式まで、第58号様式、第64号様式から第64号様式の3まで及び第65号様式	部県税事務所長 県税事務所長	総合事務所長
第1号様式の2その1、第1号様式の2その2、第1号様式の3その1、第1号様式の3その3から第1号様式の3その7まで、第1号様式の3その9から第1号様式の4その3まで、第5号様式の2その1、第53号様式の3から第53号様式の6まで、第57号様式の2、第61号様式、第67号様式及び第80号様式	部県税事務所長 県税事務所長 当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合	総合事務所長 当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合
第11号様式、第11号様式の4、第12号様式及び第26号様式	部県税事務所長 県税事務所長 県税事務所	総合事務所長 総合事務所
第19号様式の2、第21号様式、第22号様式及び第25号様式の3	部県税事務所 県税事務所	総合事務所

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。